

平成27年第3回文化財保護審議会

日 時：平成27年10月13日（火）午後6時31分～午後7時41分

場 所：区役所第1庁舎5階庁議室

出席者：（委員） 相澤委員、稲木委員、奥田委員、早乙女委員、重枝委員、藤原委員、
堀内委員、山本（暉）委員 （計8名）

（欠席） 石野委員、内田委員、服部委員、山本（質）委員 （計4名）

（事務局）進藤教育政策部長、土屋生涯学習・地域・学校連携課長、大谷文化財
係長、浅見民家園係長、寺田主査、佐藤資料調査員

傍聴者：なし

資 料：登録・指定文化財候補概要

殿山横穴墓群見学会資料

○委員 本日は、御多用の中、お集まりいただき感謝する。ただいまより平成27年第3回世田谷区文化財保護審議会を開催する。

現在まで傍聴の申し込みはないが、会議開始後、傍聴の申し出があった際にはお諮りし、傍聴していただく形で取り扱う。

初めに、事務局より配付資料の確認を願いたい。

(配付資料確認)

○委員 議題2、前回文化財保護審議会議事録承認である。平成27年第2回審議会議事録については既に各委員に送付した。堀内委員から7ページの自身の発言について修正の連絡があり、下線のとおり修正した。

○委員 せたがや文化創造塾は毎年開催しており、実行委員会がしばらく休んでいたことが抜けていた。

○委員 「せたがや文化創造塾実行委員会は最近」という文章をつけ加えて、修正後の本議事録を承認することに異議ないか。

[承認]

○委員 承認する。

議題3、第3回の議事録署名は早乙女委員と重枝委員に願います。

[承認]

○委員 議題4、登録・指定文化財諮問について、事務局から説明願う。

○事務局 登録・指定文化財の諮問について、諮問文を読み上げる。

[諮問文を会長に手渡す]

今年度登録・指定ができればと考えているので、審議をお願いします。

○委員 本諮問案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 諮問案件について、資料調査員の佐藤より説明する。

○事務局 資料1をご覧いただきたい。候補の概要である。

1. 名称及び員数 旧山田家住宅主屋 一棟。
2. 種別 世田谷区登録有形文化財および世田谷区指定有形文化財（建造物）。
3. 所在地 世田谷区成城四丁目20番25号。
4. 所有者 世田谷区。
5. 概要
 - (1) 建築年代 昭和11年（1936年）ころ。
 - (2) 構造 木造、二階建、地下一階、寄棟、瓦葺及び銅板葺。
 - (3) 規模 建築面積188.25平米、延床面積348.36平米。
 - (4) 内容 本件建物は、昭和11年（1936年）に確認申請届が出され、施主は榑崎定吉で、工事請負人は高橋勇吉（下目黒在）、設計者は建築主と記されている。口伝によると、施主の榑崎氏については、米国で事業を成功させた実業家と言われており、帰国後、アメリカン住宅の影響を受けてこの建物を建設した。終戦後は一時、GHQに接収されていたと伝わっている。その後、昭和36年（1961年）に画家で南画院の代表として活躍した山田盛隆氏が購入し、住まいとした。間取りは中廊下式で、居室が多く、機能に分けて部屋が細かく配されている。居室はほぼ洋室で、木製のモザイクタイルの床や上げ下げ窓を多用しているところが特徴的である。当時流行の和洋折衷の文化住宅の特徴もあわせ持ち、女中室と2階座敷は和室となっている。また、本物件の敷地は成城学園の開発分譲地から外れているものの、広い敷地と塀を用いずに生垣を配した屋敷構えなど、住環境に配慮された成城学園の特徴を備えている。全体的に保存状態が良好で、玄関や食堂に設置されるステンドグラスなども状態がよい。昭和初期の中流階級の住宅として、当時の暮らしぶりを知る建造物として文化財的価値が高い。
6. 参考文献は省略する。

次ページ以降、まとめたものを添付しているので、後ほど確認いただきたい。

世田谷区で土地及び建物を取得した経緯については、1ページの2の主屋の来歴の項の最後に記している。当該地は、特別緑地保全地区、都市計画緑地、国分寺崖線保全重点地区になっており、隣接してある成城みつ池は自然保護区として立ち入りが制限されている。成城みつ池緑地整備方針では、当該地を眺望点を確保した公開緑地として位置づけていることから、買収に至った。通常、更地での買収が通例であるが、建物についても文化財的価値があるものと判断し、指定文化財として活用することを条件に建物つきで土地を購入している。

4ページは位置図で、当該地を記してある。

5ページは平面図で、居室が細かく分かれており、1階は食堂、居間、洋室、客間、北側には水回りが配されている。2階は、左手が寝室、南側にベランダの土台が設けてある。右手は客間と接客用の和室が1つ配されている。地下は旧ボイラー室となっている。

6ページに写真がついている。

- 委員 旧山田家住宅主屋について、堀内委員、重枝委員から所見があればお願いする。
- 委員 図面資料は青図や原図は存在しているか。
- 事務局 青図ではないが、確認申請時の添付資料としてある。
- 委員 どういう原資料があるか。確認届は文字だけか。
- 事務局 確認届は文字だけである。それに添付して平面図と立面図が残っている。
- 委員 青図をコピーしたものではないか。
- 事務局 青図ではなく、カラーで着色したものである。
- 事務局 当時、施主の手元に残したものと考えられる。
- 委員 創建当初を現状の建物から推察する際、図面があるかないかで実証性が異なるので、その旨を記述すると裏づけがある。

昭和11年は初期ではないので、11年のままでいいと思う。

中流ではなく、アッパーミドル、上位中流ではないか。書き方として、一般にわかりやすい表現がよいと思う。

和洋折衷、中廊下式とあるが、世田谷区に多い主玄関からではなく、内玄関からの中廊下式であり、和洋折衷には重きが置かれていない。戦前の文化財との違いを強調するほうがよい。

ベランダの開放性はこれまでの登録ないし指定とは違う趣がある。

○事務局 世田谷で指定されている小坂邸とは大分趣が違い、一般の住宅で指定しているものは多くはない。ベランダも、今回の調査で建具は後から入れたと推測できるが外に出られる構造ではなく、そこに設計者の意図があったと類推できる。

○委員 中がよく残っており、寄せ木、内装、天井等がすばらしい。住宅は、歴史を重ねた証拠として変遷があってよい。今後、文化財として残す際、積み重ねられた歴史をどう生かすか、どこに価値を置くか、そのあたりまで物語として見えてくるところにもう1つの価値があると思う。

○委員 床材がほとんど残っていることがよい。全体を洋風でまとめながらも、女中室と2階の一部和室をつくっていることで、その辺はもう少し検討したほうがよい。

堀内委員と意見が分かれるのは、ハイソサエティではなく、中産階級の住宅の1つの典型だと思う。

今回のような建築家や外国人がつくったものではないものを残し、伝えることも大事なことだと思う。

計画寸法のところにある、開口部は規定寸法のものを用いて合理的に計画したとはどういう意味で書かれたのかが気になった。

○事務局 内部の建具が統一され、同様なものを大量につくって利用していることが

窺われるという趣旨である。

- 委員 合理的な建具の寸法が決められている。
- 委員 私はハイソサエティではなく、上位中流と言った。
- 委員 ハイソサエティは上流階級ではないか。
- 委員 そこまでは言っていない。
- 委員 資料の2)、間取りの部分に当時のハイソサエティとあるのが気になる。
- 委員 これは立派な建物であるから上流階級の人の建物ではないか。
- 委員 上流の定義は、イギリスでは貴族、日本では公爵を指すので使いにくい
が、中流では範囲が広がってしまい、言葉として意味をなさない。
- 委員 中流というのは、時代ごとに範囲が変わるので、使わないほうがよい。
- 事務局 我々の意図としては、成城の分譲住宅地と同じころに入ってきた方が、過
ごされた住宅という趣旨で中流という言葉を使ったが、幅が広くてぼやけて
しまうのであれば、表現は検討する。
- 委員 中流というのは、施主が社会的に中流階級という意味なのか、住宅様式が
中流様式なのか。
- 委員 中流の広い概念から、この住宅は質がよいので、人物、建物の両方ともア
ッパーミドルではないか。
- 委員 中流様式という住宅様式はあるのか。
- 委員 言葉としては成り立っていない。
- 委員 諮問文には中流階級とあるので、施主を指している。この施主の来歴はわ
かっているか。
- 事務局 アメリカで事業を成功させた実業家としかわかっていない。
- 委員 なぜ財をなしたかわからないか。
- 事務局 今の時点で不明である。
- 委員 文化住宅と言わないほうがいいと思う。

- 事務局 そこら辺も確認させていただく。
- 委員 価値的には高いと思うが、答申をする際には文言を考え直す必要がある。
文化住宅とはどういう家か。
- 委員 関西では、戦後、寝食分離の公団が売り出した住宅と認識している。
そこは関東と関西で違う。
- 委員 関東の文化住宅は、小さくても見本となるような生活スタイルがあるものを
博覧会等で見せるもので、この住宅とはニュアンスが違う。
- 委員 中流階級の住宅と限定していいか。私から見ると立派な邸宅である。
- 委員 この住宅はお金と手間をかけている。一昨日に行った京都の山県有朋の無
鄰菴と違い、各部屋を自分たちの生活文化の一部ということを意識してつく
られているので、なかなかのものだと思う。
定義を少し検討してはどうか。
- 事務局 答申に向けた資料づくりではこの辺を修正させていただく。
- 委員 この図面は現況の図面であるか。
- 事務局 そのとおりである。当初の図面とは間取り等も若干異なっている。
- 委員 指定に当たり、改造されているが、当初の図面は必要か。
- 委員 分析はしないといけない。
- 委員 図面があると実証性が増す。図面どおり建設していない可能性はあるが、
理念が反映されているので、建物を見るときには重要な資料である。
- 委員 つけたり等で一緒に含めてもいい。
- 委員 現地調査する際に、現況図面と当時の図面と対比しながら見れるとよい。
- 事務局 合同部会で現場をごらんいただく際に用意する。
- 委員 これは指定名称は「旧山田家住宅主屋」まで入っているのか。
- 事務局 そうである。
- 委員 主屋というと、この敷地内にまだ他に建物はあるのか。

- 事務局 かつては附属屋があったが、現時点ではない。
- 委員 名称は大事だと思うので、現状では主屋はなくてもいいと思うが、つけたほうがいいか。
- 事務局 通常主屋はつける。
- 事務局 今までの指定の事例でもつけている。
- 委員 限定して使いたいからか。主屋だけで他の門扉とかはわからないか。
- 事務局 今ある門は恐らく後からつけられたもので、当初の形とは違うと考えている。
- 委員 これを指定した後の活用の仕方を文言に入れておいたほうがよいと思う。
- 事務局 この建物は、みつ池緑地と一体で公園として土地を買収した際に、寄贈を受けている。公園の一部としてレストハウス的な役割とあわせ、中での展示を考えている。1階は見学できるようにし、2階は1階で様子がわかるようにする。
- 委員 名称は、施主の榑崎さんではなく山田家とするのか。
- 事務局 建物を寄贈いただいたということと、榑崎氏についての情報が余りないので、今回の名称は旧山田家住宅と考えている。
- 委員 昭和11年であれば戸籍はまだ残っていると思うが、個人情報であるから調べるのは無理か。
- 事務局 紳士録等を調査してみるが、現時点では詳しい情報がない。
- 委員 今、委員から出た検討事項も含め、答申に向けて検討していきたい。
- 今後のスケジュールについて事務局の考えを伺う。
- 事務局 今後のスケジュールは、10月下旬を目途に合同部会を開き、旧山田家住宅主屋の現地見学会を実施する。その後、委員に御協力いただき、答申文や指定の説明文を作成し、12月上旬の審議会で答申をいただきたい。
- 委員 日程等の調整はどうか。

- 事務局 会議終了の際に調整させていただく。
- 委員 では、合同部会ということで現地の見学会を行いたいので、後ほどスケジュール調整をしていただく。
- 委員 山田さんのアトリエや使い方等はわかるのか。
- 事務局 現在はないが、別棟でアトリエをつくっていたと聞いている。
- 委員 山田家を生かすのであれば、その方たちが使ったことがわかるものがある
とよいと思う。
- 事務局 先代のおじい様が細かい部分に手を加えて住んでいたと聞いているので、
それも盛り込みながら考えていきたい。
- 委員 よろしく願います。諮問案件を終了する。
議題5、事務局からの報告について、事務局から願います。
- 事務局 初めに、①「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」の策定について
である。区では、第2次世田谷区教育ビジョンにおいて、郷土世田谷の豊かな歴史、文化を次代へ継承していく取り組みを推進することとしており、国も各自治体において、歴史文化基本構想を定め、地域の歴史文化遺産を的確に把握し、周辺環境も含め総合的かつ計画的に文化財の保存、活用をしていくことが重要であるとしている。こうした点を踏まえ、文化財保護施策を推進するための基本的な方針として、(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針を策定する。なお、詳細については、年明け改選後の審議会において改めて諮問させていただくので、よろしく願います。
ここで、部長は中座をさせていただく。
- 事務局 今、説明のあった方針をまとめていく中で、先ほど御指摘があった文化財の活用や保存についてもあわせて検討していきたいと考えているので、御協力いただきたい。
本日は中座をさせていただいて申しわけないが、よろしく願います。

○事務局 次に、報告事項②天然記念物の指定方針についてである。前回の審議会の際に服部委員から、都立園芸高校の「ハナミズキ」を今年度の指定候補として挙げたらどうかとの御提案をいただいた。事務局内で協議したところ、天然記念物の候補については十分な選定及び調査が済んでおらず、指定に関しては時期尚早と判断した。今後は天然記念物に限らず、自然分野についても、前述の基本方針の中で指定にかかわる全体像を明確にした上で、関係機関との連携を図りながら、自然保護や環境保全に取り組んでまいりたいと考えている。

次に、③東京外かく環状道路建設工事現場における遺跡の発見についてである。A3のホチキスどめの資料を参照願う。去る平成27年6月15日午後東京外かく環状道路建設に伴う工事により、横穴が開いた。文化財系の学芸員が現地に赴いたところ、古墳時代の横穴墓であることを確認した。1号墓と仮称している。さらにその約5メートル南側に新たに1基（2号墓と仮称）、計2基の横穴墓が確認された。また、7月には、区が発掘調査を行った地点の南側からさらに15基発見され、現在、東京都埋蔵文化財センターによる発掘調査が行われている。

遺跡の概要及び調査については、学芸員の寺田から説明させていただく。

○事務局 お手元の資料は東京埋蔵文化財センターが作成した見学会資料で、一部私どもで確認できていない部分がある。

殿山横穴墓群ということで、6月にいきなり開口した。いわゆる不時発見である。新発見の遺跡で、2基確認し、区教委が調査した。横穴墓群は等間隔で横につくられていることが多いので、確認のため、他の部分を確認調査したところ、以前のレベルより2メートル上のラインで15基が出た。発掘は通常に行っている。

この調査は、基数が多く、国の事業でもあるということで、東京都が対応

し、実際には東京都埋蔵文化財センターが発掘している。まだ全容はわかっていないが、比較的開口していないものが多く、副葬品が多いものもあるが、副葬品が入っていないものも多いようである。基本的な出土品は直刀が7振り、今まで当区で出ているものと変わらない。

この横穴墓は、外側にカーブして飛び出しているところにたくさんつくられており、今までの事例とは違うという印象である。また、世田谷区では、横穴墓、横穴は東京パミス層という火山灰層を指標につくられているので、そのラインを確認したが、ここにはなく、十数メートル下の土丹層の中に切り込まれた横穴墓群であったため、今まで確認できなかった。中は水浸しで、当時も同じ状況である。右側にある東名高速道路開通時に調査した時点では、そこは盛り土工法でつくられており、掘削をしていないので、見つけれなかったようである。

時代は6世紀の末に近い後半から7世紀ぐらいと今のところみている。

○委員 今、事務局から①、②、③についての御説明をいただいた。①はこれから策定していくということである。

②の天然記念物については、「ハナミズキ」が候補として挙げられたが、全体的な天然記念物の取り扱いを含め、検討していくようである。

③は、工事中発見ということで、私も見せてもらったが、大規模な横穴墓群が発見され、保存等の兼ね合いもあると思う。

早乙女委員は見ているか。何か意見はあるか。

○委員 見えない。これは17基全部が工事現場にひっかかっているのか。

○事務局 そうである。私が確認している範囲では、外かく環状道路の東名高速の渋谷方面に行く合流点のラインにかかっている。

○委員 ジャンクションであるか。

○事務局 そうである。下におりないので、インターチェンジではなく、乗りかえる

部分という意味である。

○事務局 ジャンクションで、北から来る本線から渋谷側に抜けていく半円形になる道路が、ちょうど崖線のカーブに沿うような形で設置されており、ここの横穴墓群の部分も道路部分として切られると事業者から説明を受けている。

○委員 横穴の下の水がたまっている部分に橋桁をつくるのは難しいか。

○事務局 本線が地下から上がってきて合流する構造になっており、高架の橋脚であればいいが、ここはボックスカルバートを入れて道路をつくるので、周辺全体が掘り下げられる計画と聞いている。

○委員 遺物包含層は入っていなかったか。

○事務局 入っていない。通常横穴のあるラインまでは確認したが、この岩盤層は山林で水浸しだったので、試掘もできない状況であった。不時発見で確認できてよかった。

○委員 そういう状況の中で見つかり、工事の進捗状況を勘案すると、私も現地を見たが、保存は非常に難しい状態で、調査は的確に行われていると思う。

報告①から③までで御意見等はあるか。

この段階で横穴墓群についての議論は難しい。

○事務局 区としては、一部でもいいから保存してほしいとお願いしているが、現実問題、難しい状況である。

○委員 今回のようにたくさん出てくる機会は少ないので、重要性はあると思う。

○委員 見学会は今後行うか。

○事務局 9月26日に地元の方や地元の小中学生、600名ほどが見学した。対応できる可能性があれば見せていただきたいとお願いしているが、今の時点では難しい。

○委員 残念である。

○委員 私が行ったときもシートがかかっている中身が見えなかった。

○委員 26日の見学会の連絡は受けていなかったもので、できれば今後はメールで連絡してほしい。

○事務局 事業者から連絡を受けたのが9月の連休直前で、対応できずに申しわけなかった。地元の小中学校には連絡ができた。今後、同様なことがあった際は時間がとれるようにする。

○委員 工事中で、現況を見るのは危ない。

○事務局 切り土工事の最中に見つかっており、9月は雨が多く、安全上、よい状態ではなかったもので、工事施行者側の対応がないと入れなかった。

○委員 骨は残っていなかったのか。

○事務局 まともに残っていたのは写真右端の1基で5体ぐらい入っていたが、他は上まで水浸しで、溶けている可能性が高い。あとは歯や頭蓋骨が少しという状況である。鉄器も水浸かりして危険な状態なので、当区のは保存処理に回している。東京都も早目に自前で保存処理している。

○委員 他に質問がなければ、④以降の説明をお願いします。

○事務局 ④「せたがや文化創造塾」事業報告である。今年度は延べ485人の来場があった。今後とも御理解、御協力をよろしくお願いします。

次に、⑤の「文化財保護強調週間関連行事」のご案内である。関連する資料を配付している。民家園の企画展、郷土資料館の特別展についても資料を配付しているので是非ご覧いただきたい。

次に、⑥の区指定無形民俗文化財「奥澤神社の大蛇お練り」の東京都無形民俗文化財への指定についてである。区指定無形民俗文化財「奥澤神社の大蛇お練り」を東京都無形民俗文化財に指定したいとの打診があった。去る9月12日(土)の奥澤神社例大祭の大蛇お練り行事の際に、東京都文化財保護審議会委員の方が視察され、記録映像の撮影を行った。現在、指定に向け準備を進めている。

- 委員 せたがや文化創造塾については、人数的に例年と比べてどうか。
- 事務局 例年同様かなり好評で、続けてほしいという声もいただいている。今回区直営で行ったが、来年度の進め方については相談させていただきたいので、御協力をお願いします。
- 委員 前回より3倍近い参加者があり、世田谷区に関することには参加者が多いと思った。
- 事務局 戦後70年ということもあり、今回、堀内委員からいただいた「旧近衛輜重連隊射撃訓練場」を中心に区内の施設についての報告がタイムリーだったと思う。
- 委員 リピーターが多いのか。
- 事務局 この時期になると内容の問い合わせが多くある。
- 委員 今後とも定例的に行っていただきたい。
- 奥澤神社のものについては、東京都の無形民俗文化財になれば区の指定は解除するのか。
- 事務局 そうである。
- 委員 以上で報告事項を終了する。その他について、事務局をお願いします。
- 事務局 今後のスケジュールであるが、合同部会を10月下旬、次回審議会本会は12月上旬の開催を考えている。この場で日程調整をさせていただきたい。
- 〔日程調整〕
- 事務局 合同部会は10月29日(木)午前中ともう1日を、審議会は12月10日か11日で調整させていただく。
- 委員 なるべく多くの委員にお集まりいただきたい。
- 他になれば、以上で第3回文化財保護審議会を終了する。